

令和6年12月定例会議

# 建設水道常任委員会資料

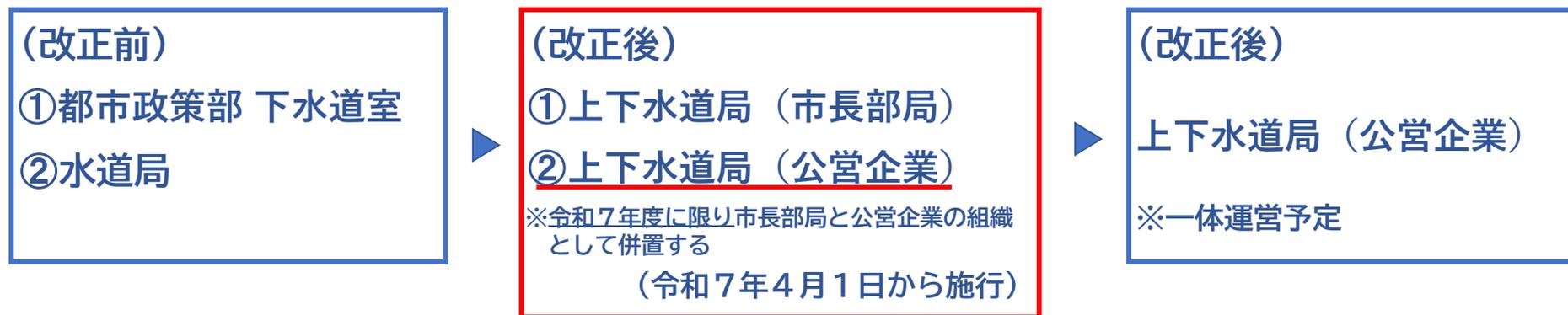
- 1 議案第 158 号  
福島市上下水道局の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定 … P2  
の件中、水道局所管分
- 2 議案第 153 号  
令和6年度福島市水道事業会計補正予算(第2号) … P5
- 3 議案第 176 号  
令和6年度福島市水道事業会計補正予算(第3号) … P11

水道局

## 1 議案第 158 号 福島市上下水道局の設置に伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件中、水道局所管分

- (1) 条例改正の趣旨  
本市の諸課題の解決に向けた政策を実行するため、令和7年4月1日付け組織機構改正を行うもの。
- (2) 条例の改正概要  
全国で頻発する大規模な自然災害に備え、上下水道施設の一体的な老朽化対策や防災対策等を着実に推進するとともに、持続可能な経営基盤の強化や安定的なサービス提供を図るため、令和8年度「上下水道局」設置に向けた改正を行う。

### 【令和7年度の組織体制（赤枠部分）】



- (3) 条例の施行予定日 令和7年4月1日施行

(4) 新旧対照表

① 福島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道局</u>を置く。</p>	<p>(組織) 第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道局</u>を置く。</p>

② 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

改正後	改正前
<p><u>福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>福島市上下水道局企業職員</u>（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>	<p><u>福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>福島市水道局企業職員</u>（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>

③ 福島市水道局企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p data-bbox="280 347 1324 442">福島市上下水道局企業職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p data-bbox="280 496 637 539">(この条例の目的)</p> <p data-bbox="280 546 1324 799">第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項の規定に基づき、福島市上下水道局企業職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p>	<p data-bbox="1401 347 2344 389">福島市水道局企業職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p data-bbox="1375 496 1707 539">(この条例の目的)</p> <p data-bbox="1350 546 2395 742">第1条 この条例は、地方公務員法及び地方公営企業法の規定に基づき、福島市水道局企業職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p>

## 【予算関係】

### 1 議案第 153 号 令和 6 年度福島市水道事業会計補正予算（第 2 号）

#### 令和 6 年度福島市水道事業会計補正予算（第 2 号）の補正内容

- (1) 収益的収入及び支出 組織統合に伴うシステム改修費等の追加について
- (2) 資本的収入及び支出 令和 5 年度消費税確定に伴う国庫補助金返還金の追加について
- (3) 債務負担行為の追加について

## (1) 収益的収入及び支出補正予算額

水道事業費用 1,446千円

補正概要：組織統合に伴うシステム改修費等の追加について

(単位：千円)

科目	当初予算	補正額	計
(款) 水道事業費用	7,685,778	1,446	7,687,224
(目) 業務費	320,488	1,446	321,934

### 【提案内容】

- ・組織統合に伴う名称変更にかかるシステム改修費用等

変更点 「福島市水道局」 ⇒ 「福島市上下水道局」

## (2) 資本的収入及び支出補正予算額

資本的支出 7,233千円

補正概要：国庫補助金返還金の追加

(単位：千円)

科目	当初予算	補正額	計
(款) 資本的支出	3,519,241	7,233	3,526,474
(目) 国庫補助金返還金	—	7,233	7,233

### 【提案内容】

- ・ 令和5年度消費税確定に伴う国庫補助金返還金の追加

### (3) 債務負担行為の追加について

#### 配水管布設替事業費

##### 【事業目的】

債務負担行為を活用し、老朽管更新事業を加速するもの。  
発注の平準化、受注機会の拡大を図る。

(単位：千円)

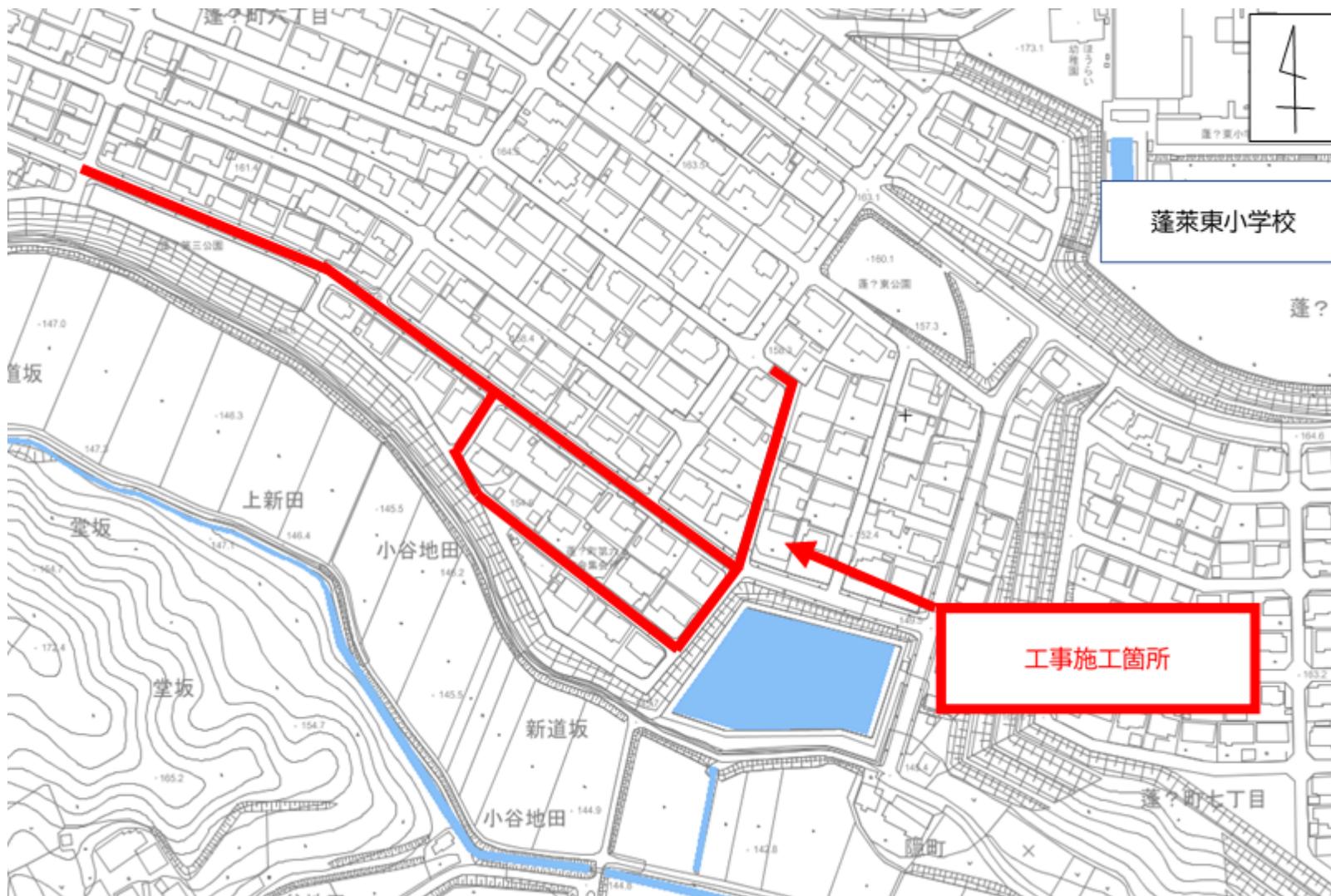
事 項	期 間	限度額
配水管布設替事業費	令和6年度から 令和7年度まで	65,000

##### 【提案内容】

老朽管更新事業 配水管布設替工事 蓬萊地区2件（福島ガスとの共同施工）

- ・老朽管更新事業(第10期)に伴う蓬萊町六丁目地内100mm配水管布設替工事(その2)
- ・老朽管更新事業(第14期)に伴う蓬萊町五丁目地内75mm配水管布設替工事

# 【老朽管更新事業(第10期)に伴う蓬萊町六丁目地内100mm配水管布設替工事(その2)】



# 【老朽管更新事業(第14期)に伴う蓬萊町五丁目地内75mm配水管布設替工事】



# 【予算関係】

## 3 議案第 176 号 令和 6 年度福島市水道事業会計補正予算（第 3 号）

### 【福島市水道局企業職員 給与改定の概要】

令和 6 年福島県人事委員会勧告を基本に県及び市長部局に準じ、改定を行う。

- ①給 料 若年層に特に重点を置きつつ、全ての給料月額を令和 6 年 4 月 1 日に遡及し、平均 3.06%引き上げる。

《初任給》 初級(高校卒基準)：23,600円引上げ (198,000円)  
 上級(大学卒基準)：23,200円引上げ (230,300円)

- ②期末・勤勉手当（令和 6 年 1 2 月 1 日適用）

#### ○特別職(管理者)の期末手当

<現行>

区分	期末手当
6月期	1.675月
12月期	1.675月
計	3.35月



0.05月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当
6月期	1.675月
12月期	<b>1.725月</b>
計	3.4月

<改定後> 令和7年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当
6月期	<b>1.7月</b>
12月期	<b>1.7月</b>
計	3.4月

### ○一般職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	1.225月	1.0月	2.225月
計	2.45月	2.0月	4.45月



0.15月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	<b>1.275月</b>	<b>1.1月</b>	2.375月
計	2.5月	2.1月	4.6月

<改定後> 令和7年度以降分

※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	<b>1.25月</b>	<b>1.05月</b>	2.3月
12月期	<b>1.25月</b>	<b>1.05月</b>	2.3月
計	2.5月	2.1月	4.6月

### ○再任用職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
計	1.375月	0.975月	2.35月



0.05月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	<b>0.7125月</b>	<b>0.5125月</b>	1.225月
計	1.4月	1.0月	2.4月

<改定後> 令和7年度以降分

※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	<b>0.7月</b>	<b>0.5月</b>	1.2月
12月期	<b>0.7月</b>	<b>0.5月</b>	1.2月
計	1.4月	1.0月	2.4月

### ○会計年度任用職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	1.225月	1.0月	2.225月
計	2.45月	2.0月	4.45月



0.15月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	<b>1.275月</b>	<b>1.1月</b>	2.375月
計	2.5月	2.1月	4.6月

<改定後> 令和7年度以降分

※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	<b>1.25月</b>	<b>1.05月</b>	2.3月
12月期	<b>1.25月</b>	<b>1.05月</b>	2.3月
計	2.5月	2.1月	4.6月

③寒冷地手当（令和6年4月1日適用）

支給月額を11.3%引き上げる。

区分	世帯主の職員		その他の職員
	扶養親族有	扶養親族無	
改定後 支給月額	19,800円	11,400円	8,200円
(引上額)	(2,000円)	(1,200円)	(840円)